

論文

ドイツ系ロシア人捕虜の帰化

—第一次大戦と「ドイツ系」であることの意味—

伊東 直美

1. 問題の所在

1914年に始まった戦争はヨーロッパ全土を巻き込んで拡大した。戦争は持久戦の体を成し、国力すべてを動員して戦う総力戦となった。その結果、戦時中、人々が徴兵される際などに、その人が「どの国に属しているのか」、すなわち誰が「国民」であるのか、という問がはっきりした形をとって人々に突きつけられることになった。さらにそれは国籍を保持しているか否かの問題にとどまらず、人々の「民族性」を問題視することで、強制的な移住、強制的な収容といった状況を作り出していった。

ドイツ人の血統を重んじる考え方はすでに第一次大戦以前より、ナショナリストたちによって喧伝されてきた。これを反映したものが1913年の改正国籍法である。改正国籍法では、10年間の国外滞在によるドイツ国籍喪失という従来の条項が削除された。帝国議会での議論の結果、出生地主義の原則は導入されなかったため、ここからドイツ系住民からなる血統共同体というドイツ国民観念が導き出されてきた。しかしながら改正国籍法では国籍を保持し続けるためには兵役の遂行が条件とされたため、特別に国外に住むドイツ系住民に対して譲歩したものではなかった。それゆえ、1913年の国籍法は「国防共同体なくして民族共同体なし¹⁾」という原則を保持していた。第一次大戦の勃発後、ドイツ国籍を持たないロシアのドイツ系住民、並びにドイツ系ロシア人捕虜²⁾がドイツ国民の国防共同体に組み込まれていった。これとは対照的に、西部戦線での旗色の悪化とともに反セム主義が高まり、ドイツ国民であるユダヤ教徒には疑惑の目が向けられていった³⁾。ゴゼヴィンケルは原則が反転して、「同じ国籍に依拠しない民族共同体という特殊な同質性からなる国防共同体」が生じたと述べた⁴⁾。

「民族」重視はドイツに限った出来事ではなかった。イギリスとフランスは大戰勃発直後に敵国国民の帰化を禁止し、「不忠」な市民の帰化を取り消した⁵⁾。イギリスでは

「かつてドイツ人ならば永遠にドイツ人」として、すでに帰化した者に対してはイギリス国籍を剥奪し、すべてのドイツ人を収容すべきであるとの議論がなされた⁶⁾。ロシアでは国境付近に住むロシア臣民がドイツ系であることを理由に、土地を没収され、追放された。

ドイツにおいては大戰勃発以前より、ロシアにおけるドイツ系住民をドイツへ移住させる政策がとられてきたが、大戰中にはドイツ系ロシア人捕虜をドイツ国民として帰化させる試みが行われることとなった。敵国の兵士として、今まさに戦っていた相手を今度は国民として迎えるというのである。彼らの先祖がかつてドイツ語圏内からロシアへ移住したという理由だけで「敵」は「味方」になった。理念上、「同じ国籍に依拠しない民族共同体」が創出されたとはいうものの、実際にドイツに滞在したこともない敵国兵士を「ドイツ人」として認めることは果たして可能であったのかという疑問が生じる。第一次大戦期におけるドイツ系ロシア人難民の受け入れについて、オルトマーは人道的な考慮からではなく、ドイツの労働力不足を改善するためであったと述べたが⁷⁾、ドイツ系ロシア人捕虜に関しても労働力として必要だと考えられたのだろうか。

長らく、第一次大戦における捕虜の研究は「二義的なもの」に留まっていた。すでに第一次大戦中、戦間期に捕虜の扱いに関しては各国で議論され、報告書が出版されていた。それは確かに自国での待遇の良さをアピールし、敵国を非難するプロパガンダの応酬であったが、情報が不足する中、捕虜となった人物やその家族の運命について公開された重要な情報源でもあった。その後、第一次大戦における捕虜の研究が学術的に追究されなかった主要な原因は、大量の組織的移送、強制労働、殺戮による絶滅という第二次大戦のドイツの収容所システムに関心が集中したためであった。これによって20世紀最初の大規模な収容所システムを構築した第一次大戦期における捕虜収容所のインパクトは薄れてしまった⁸⁾。歴史的要因に加えて、心理的な要因も指摘されている。捕虜の問題は敗北、撤退、降

伏にまつわる負の感情、社会的な価値や規範が損なわれたというイメージと結びつき、その傾向は第二次大戦によって強まった。捕虜になった人物の証言をとることが出来ること自体が、そのような問いをタブー視する方向に向かわせた。第二次大戦における捕虜の研究自体、1970年代に入ってから取り組まれたのだった⁹。さらにポツダムライヒ文書館に所蔵されていたプロイセン陸軍省、軍当局関係の主要な史料が1945年4月に焼失したこと、ジュネーブ赤十字国際委員会の捕虜カードがプライバシー保護によって閲覧できないことなどから、史料的な制約の問題があった。

近年、第一次大戦における捕虜収容所の研究に関心が高まり、各国における捕虜収容所の比較、ドイツにおける個々の収容所の詳細な研究がなされている¹⁰。中でも、ドイツにおける捕虜収容所での民族別の優遇措置についての研究は、この優遇措置がその後の東ヨーロッパの情勢に影響を及ぼし得るものでもあったことを明らかにした¹¹。ロシアではスラブ系捕虜が優遇される一方で、ドイツでは東欧の植民地化構想からロシア人捕虜がドイツ、ポーランド、ウクライナ、バルト諸国、タタール、グルジア、ユダヤといった「民族」別に分けられ、それぞれ優遇措置がとられていた。そのヒエラルキーの頂点に立つのがドイツ系ロシア人捕虜であった。第一次大戦において「ドイツ系」であることは今までにない意味をもった。ベートマン・ホルヴェークは帝国議会で「ロシア政府に人権に反した不法行為に対する弁償を求め、追放されて窮状にある我らの同郷人を隷属状態から解放することが我々の権利と義務¹²」と述べ、ロシアのドイツ系住民の保護を求め、それを戦争目的に据えた。しかしながら誰がドイツ系なのか、「ドイツ系」捕虜をどのように扱うかということに関しては当初、定まっていなかった。これまでの研究においても、どのように「ドイツ系」が特定され、優遇され、帰化を勧められるに至ったのかについて、自明のこととして十分に問われることはなかった。

本稿ではこれまでの研究で触れられてこなかった、ドイツ系ロシア人捕虜とドイツ国内の「ドイツ人」との関係性から、ドイツ系ロシア人捕虜が「見つけ出され」、優遇されていくなか、同時にだれがそこから排除され、だれがドイツ「国民」に組み込まれていったのかを分析し、ドイツ「民族共同体」の一側面を考察する。なお、その際、ドイツ系ロシア人捕虜に関してはプロイセン、バイエルン、ザクセン、ヴェルテンベルク陸軍省の史料、農業労働者としての捕虜の使用に関してはプロイセン農林省、帰化に関してはプロイセン内務省の史料を参照した。なかでも1909年に設立され、ロシアにおけるドイツ系住民が「帰国移住者」としてドイツへ移住することを促進し、ドイツ系ロシア人捕虜の問題に直接関わった、プロイセン内務省との半

官半民組織「ドイツ系帰国移住者のための扶助協会¹³」の活動に注目した。

2. ドイツ系ロシア人を「見つけ出すこと (Ausfindigmachung)」

第一次大戦においては動員された兵士全体の7分の1にあたる700万人から900万人が捕虜となった。ドイツでは1918年10月10日までに250万人の捕虜が収容され、その内、半数を超える140万人がロシア人であった¹⁴。各国では、これまでにない規模で人々を移送、収容、監視するという試行錯誤が行われ、次々と捕虜収容所が設置されていった。ドイツ国内では捕虜の収容、管理は軍管区副司令官に委ねられ、捕虜収容所監督局が設立された¹⁵。

ドイツに収容されたロシア人捕虜のなかには「ロシア人」のカテゴリーとは別に、15万人のウクライナ人、5万人のイスラム教徒である「タタール人」、3万人のユダヤ人、2万5千人のポーランド人、1万6千人のドイツ系ロシア人、1万人のバルト出身者、3千人のグルジア人が含まれた。捕虜収容所での民族的少数派への特別待遇、啓蒙教育は第一次大戦後の東欧の植民地化計画の一部であった。彼らへの特別待遇とは反対に、「ロシア人」捕虜は「未開の」アフリカ、アジア植民地出身者と同等に位置づけられた¹⁶。捕虜の中から民族的少数派を選び出すにあたって、「民族」「人種」レトリックが使われたが、その定義はいまいちなものであった。例えば、ドイツ人によって「シベリア人」、「コッサク (多くがキルギスタン人)」なる「民族」として分類された捕虜たちは、自身をロシア人もしくはウクライナ人と考えていた。「ウクライナ人」とされた者の多くはウクライナ語を話したわけでもなく、ウクライナの風習を身につけていたわけでもなかった。彼らは単に出生地で判断されたに過ぎなかった。つまりドイツ側から見た「民族」と捕虜自身の「民族」定義は必ずしも同じではなかった¹⁷。

民族的少数派の選別において、最も重要視されたのがドイツ系ロシア人であった。ドイツ系ロシア人のための特別な捕虜収容施設が各軍管区に必要であるとプロイセン陸軍省は考えていた¹⁸。ドイツ系ロシア人捕虜を含めた国外のドイツ系住民のドイツへの「帰国」が重視される理由としては、第一に、ひどく脅かされている民族同胞の救出があげられた。

1914年8月1日に第一次大戦が勃発すると、ロシアにおけるドイツ系住民の多くがロシアに対する忠誠を表明した。ロシア軍には25万人のドイツ系入植者が含まれていた¹⁹。東部戦線において、意外にも動員の早かったロシア軍はオストプロイセンに進軍した。8月末から9月上旬にかけて、タンネンベルクにて戦闘が行われ、東部第八軍司令官ヒンデンプルクと参謀長ルーデンドルフの指揮の下、

ドイツ軍が勝利をおさめた。この敗北後、ロシア軍においてドイツ系ロシア人への敵視は顕在化し、召集されたドイツ系兵士は対独戦線ではなく、トルコに対するカフカス戦線に移動させられた。「ロシア臣民ではあるが、精神はドイツ人」とされ、小隊単位でドイツ系兵士は2、3人を超えないよう配慮され、武器すら渡されない場合があった²⁰。食料、装備、医薬品が欠乏する中、トルコ戦線では4万人のドイツ系兵士が命を落とした²¹。さらに厳しい処置となったのが、1915年2月に出された西部国境沿い150km、バルト沿岸、黒海、アゾフ海、カスピ海沿い100kmに居住するオーストリア・ハンガリー、ドイツ出身のロシア人に対する土地所有権と利用権を剥奪する法令であった。とりわけ、プロイセン出身で1880年以後、ロシアに帰化した者がその対象となった。1915年7月、8月にはボリーニエンのドイツ系住民、60%が移住させられ、1915、16年で15万人がロシア内陸部、シベリアへと移送され、その半数は厳しい状況の中、命を落とした²²。

ドイツ側では戦争による損失の埋め合わせ、長期滞在する農民を増やし外国人労働力の需要を減らすこと、それによって将来的な帝国の国防を増強することが想定され、ドイツ系住民の「帰国」が促進された。各軍管区においてドイツ系ロシア人捕虜の問題に従事する将校を手助けする専門家が「ドイツ系帰国移住者のための扶助協会」から派遣された。当該の人物、家族、血統、宗教、以前の居住地の情報に基づいて、扶助協会によってドイツ系ロシア人であるかどうか判断された²³。戦争開始以前はプロイセン内で活動していた扶助協会であったが、ドイツ系捕虜の取り扱いをめぐるヴェルテンベルク陸軍省に協力を求められ、プロイセン以外の地域でも軍当局と協調して活動を拡大していった²⁴。

ドイツでは1915年の夏以降、戦争捕虜が労働へと動員され、1916年にはその数は捕虜全体の160万人中110万人となり、1917年にはドイツ戦時経済における被用者の15%以上を占めていた²⁵。戦時においては捕虜に労働を頼らざるを得ない状況、戦争が終われば捕虜は母国へ帰還すること、戦争による人的被害から、埋め合わせとしてドイツ系ロシア人捕虜に注目が集まったのであった。

3. ドイツ系ロシア人捕虜に対する優遇措置

1915年初頭に扶助協会はドイツ系ロシア人捕虜の調査を開始していた。はじめは捕虜の間でドイツ人であれば徴兵されるという噂が流れるなど調査は容易には進まなかった。扶助協会が捕虜収容所を訪問するまで、ドイツ系ロシア人捕虜に関心が寄せられることはなかった。他の捕虜と比べて違いがあるとすれば、それは彼らが通訳として使われたということくらいであった²⁶。「ロシアのくびきから

解放され」、「古き故郷に居場所」を提供され、「ロシア人によって抑圧された兵士がドイツ民族のための自由な戦士へと変わる」ことを期待されたドイツ系ロシア人捕虜は扶助協会によって登録され、さまざまな恩恵を受けることとなった。捕虜収容所で彼らは「ロシア人」ではなく、「ドイツ人、同国人 (Landsleute)」と呼ばせられ、可能な限り室長、監督といった上級の役職が与えられ、他の捕虜と比べて高い賃金、ベッドが支給された。また、日曜や祭日に戸外での労働を強制されないといった宗教的な配慮がなされた²⁷。1915年末にはすでに捕虜の多くはドイツ戦時経済へと統合された。その内4分の3は農業に従事し、小規模の収容所で労働作業班として働く、もしくは雇用主の家にて住み込みで働くという形態をとっていた²⁸。この状況はドイツ系ロシア人捕虜も同じであったが、ドイツ系捕虜のための特別部門が捕虜収容所の中に設立されたり、ドイツ系ロシア人のための独立した収容所が設立されたりした²⁹。例えばベルリン近郊のベルガーダムではドイツ系ロシア人の収容所は他の捕虜収容所とは異なり、鉄条網は張られず、単に垣根で囲われるだけであった。馬車の御者として働く者は2キロ離れた駅と収容所を行き来することが可能であり、監視はなく、自由に行動することが出来た³⁰。さらに捕虜であることが周囲に知られないよう、平服を着用するよう配慮がなされ、そのための金額が支給されていた。ドイツ系ロシア人捕虜が農場で働き、雇用主のもとで寝泊まりする場合には、雇用主は賄いからベッド、洗濯にまで気配りするよう指示された³¹。雇用主の扱いが劣悪な場合には、ドイツ系住民の帰国移住という利益に反するとして、検査が入ることとなっていた。その場合、ドイツ系ロシア人捕虜はその労働場所から戻り、より良い場所を見つけることが出来ることになっていた。また、仕事場の変更も可能であった³²。様々な優遇措置がとられたとはいえ、ドイツ系ロシア人捕虜が完全な自由を享受したわけではなかった。例えば、飲食店の利用などには制限があった。規則に違反したり、逃亡したりした場合には収容所へと戻され、ドイツ系として優遇される資格を失った³³。

捕虜と見なされないという待遇に加えて、ドイツ系ロシア人捕虜には特別なプロパガンダ教育コースが用意されていた。一般的な捕虜収容所においても捕虜特有の精神疾患、いわゆる「鉄条網病」に対処するため、収容所での捕虜たちの文化的な活動が推奨されていた。そこではサッカーや劇の上演に加え、読み書きの基礎コースから自然科学の教材、外国語、芸術を教える小規模の収容所大学が存在し、収容所の職員によるドイツ語のクラスもあった³⁴。しかしながらドイツ系ロシア人捕虜に対する教育コースは将来的に彼らがドイツに定住、帰化することを主眼としている点で他の収容所での活動とは異なっていた。

教育コースはブランデンブルクのベルガーダム、デュッ

セルドルフのホルトハウゼン、インスターブルク（カリニングラード近郊）の収容所で実施された³⁵。ドイツ系ロシア人捕虜として見つけ出された人数は1万6千人であったが、1917年2月の時点ですでにその内の2400人が教育コースを受講していた³⁶。コースの目的はドイツ農業と国家制度の一般的知識の導入であり、帰国移住を促進することであった。農業、畜産、経営学、統計処理、入植活動、地理と歴史、公民、宗教などの履修に加え、農場への遠足などが用意された。ロシアでの農業との違いに配慮して「どのように狭い土地で優れた農場主が確実な収益を上げるのか、合理的に家畜を飼うことで十分な収入を得られるかどうか」について授業が行われ、一番良い種苗や肥料、乳牛のチェックといった具体的な内容であった。コースにおいて「聴き手に難しい問題をはっきりと分らせることは避けられた」こと、「最も遅れた農民に進歩とドイツ文化への興味を呼び起こすことが望ましい」と述べられていることから、同胞とはいえドイツ系ロシア人捕虜を「遅れた」ロシア人農民とし、これに対する「ドイツの使命」意識が見てとれる。

優越感、文明の使命感を意識しつつ、ドイツ系ロシア人捕虜をドイツの生活に馴染ませるには、ドイツ人に対する信頼を高めることが重要であると考えられた。このためにクラスの教師と個別で話し合わせたり、オストプロイセンに入植したベッサラビア出身の農場主を捕虜収容所に滞在させて捕虜たちにアドバイスさせたりした³⁷。ドイツ系ロシア人であった農場主と話すことで、捕虜たちに今後、ドイツで生活する際に自分の土地を所有することが可能になるという青写真を描かせたかったのであろう。将来的なドイツでの定住を考えさせることがこのコースの目的であった。ホルトハウゼンの収容所では聖職者の特別室が重要な役割を担った³⁸。それは純粋に宗教的な問題を扱う点で重視されたわけではなかった。ドイツでの定住を考えるようになったドイツ系ロシア人捕虜は、この希望を口に出し、他人に聞かれることで、「裏切り」としてロシアにいる家族の不利益になるかもしれないという不安を抱えていた。これに対して特別室は内密にたやすく話せる場所となり、帰化への意思を伝える場となった。

教育プログラムの結果、多くのドイツ系ロシア人捕虜が徐々にドイツの考えを持つようになった (*deutsch gesinnt*) と報告されている。これは「ドイツ世界政策の目的に対していくらか心酔した」ということを意味するのではなく、「ドイツ語と信仰を引き渡すつもりがない」ということであり、ロシアを完全に去ることを決心するということでありと説明された。はじめは裏切りとして感じるかもしれないが、その後、「私がただ継子であるというのなら、父のもとを去ろう」と思い至ることであり、半数はドイツ的考えを持ったのではないかと考えられた³⁹。

ドイツ系ロシア人捕虜に対して帰化を推奨するプログラムにおいて、報告からは実施したドイツ側の満足度の高さが窺えるが、それでは捕虜側はドイツへの「帰国」をどのように考えたのだろうか。次に実際の帰化がどのように行われたのかを見ていく。

4. 帰化とドイツ語を話す「非ドイツ人」の除外

帰化に関して平時、プロイセンでは多くの場合、5年の居住期間が必要とされていた。さらに、ポーランド語を話す者、ユダヤ教徒に対しては第二世代でなければ帰化は許可されず、プロイセン内務省はプロイセン外部で生まれたユダヤ人の帰化を基本的に認めず、プロイセン内部で生まれたユダヤ人男性は兵役を果たすことによるのみ、帰化が認められた。しかしながら戦争が勃発すると、帰化の対象から除外されていた、これらの民族的、宗教的グループに対しても入隊することで帰化が許可されることとなった⁴⁰。

戦争が始まって以来、ドイツ系帰国移住者のための扶助協会はドイツ系ロシア人捕虜を探し出し、ドイツ定住のための活動を行ってきた。しかしながらこれまで法的に考慮して帰化は不可能と当局に判断されてきた。これに対しプロイセン陸軍省は繰り返し再検討することを要求したため、ライヒ内務省で討議されることとなった。問題点の一つは、ロシアの法では許可なく他国の国籍を取得することが出来ないとされていることであった。もう一点は当該人物の「血統」を証明することが難しいということであった。前者に関して、ロシアでは許可なく国外に滞在したり、そこからロシアへ帰国しなかったりすれば、罰せられ、財産的に不利益を被ると定められていた。捕虜は帰化することで、講和条約締結後、自身、もしくは残してきた家族が不利益を被ることを恐れていた。これに対して扶助協会はロシアにおける法の形骸化を指摘して問題はないとした。後者に関して、ドイツ系入植者は150年ほど前にロシアに移住し、血統の直線的な連なりは消えつつあった。純粋なドイツ血統との結びつきではなく、彼らは宗教、母語、文化的状況において、完全に純粋さを保っているとして、帰化の審査を厳密に、形式的に行わないよう扶助協会は述べている⁴¹。ロシア国籍を離脱できないことはすでに第一次大戦以前から問題となっていた。例えば、シュテッティーンの県知事がこれを理由に繰り返し帰国移住者の帰化を却下したため、扶助協会は「誤った決定」としてプロイセン内務省に訴え出していた⁴²。

法的な問題に関して厳密である行政に対して、扶助協会はドイツ系ロシア人捕虜たちの帰化を求める手紙、要望書から省庁に働きかけていく。これらの手紙はドイツ系ロシア人捕虜が実際に自らをどのように定義し、訴えたのかが

窺われる点で興味深い。多くの手紙のなかでドイツ人として暮らす意志が表明されている。例えば、黒海沿岸部のヘルソン (Chersson) 出身、24歳のヤーコブ・フリッツは1915年3月にドイツ軍の捕虜となり、1年後に扶助協会に登録された⁴³。彼は「ドイツ人としてドイツに留まるという意図を持っており」、「兄弟たちとともに戦いを望み」、「戦後はドイツで、ロシアで大領主として暮らすよりも小さな土地で細々と暮らす」ことを望むと帰化を希望した。製靴業での徒弟期間を終えた後、ロシア軍で3年間の兵役についての経験を持つ29歳のG.ハイヤーは「もはやロシア人であると名乗りたくはない」こと、「妻はすでに戦争初期に死亡し、ロシアにもう一度戻りたいとは思わない」ことを述べた⁴⁴。さらに彼はプロテスタント教会で洗礼を受け、ハイヤーの添え名として「ゴットフリート」という名前を受けたことを述べている。手紙の中の「洗礼」、「堅信」といった言葉づかいから、キリスト教徒としての自分を印象付ける意図が感じられる。ドイツ系と認められるためには宗教が重要な要素であったことがすでに捕虜たちに知られていたようだ。「堅信」の言葉はグスタフ・シェフラーの手紙にも見てとれる⁴⁵。彼は扶助協会により捕虜収容所から解放され、当時はパルヒム（シュヴェリーンの40km南東）の商業学校に通っていた。彼の場合、堅信以来、2年間を除き、ほとんどドイツで暮らしており、1912年にはドイツ人女性と婚約した。いわゆるロシアへ入植したドイツ系ロシア人とは異なり、ドイツに定住していたものの、戦争によってロシア軍に徴兵されたと考えられる。シェフラーはドイツ人女性、少女が捕虜と関係を持ったことで罰せられるということを新聞で読んだ。彼女の両親から苦情を言われ、「小さな町の陰口」で花嫁に不愉快なことが起きることを望まないとし、帰化することを切望した。

そもそも捕虜収容所には許可証がなければ立ち入ることはできず、とりわけ女性と捕虜との接触は禁じられていた。通りで年配の女性が捕虜に話しかけただけで、逮捕されるという事件が起きていた。しかしながらドイツ人女性一人が残った農場に一人、もしくは複数の男性捕虜が働く状況が存在し、実際の交流を禁ずることは難しく、軍当局はこれを「戦場で戦う男たちの利益」に反する「風俗犯罪 (Sittlichkeitsverbrechen)」として取り締まった。例えば、配偶者と別居していたある女性に対しては、ロシア人捕虜と関係を持ったとして3週間の懲役刑が下された。捕虜と婚姻関係を結ぶこと自体は不可能ではなかったが、フランス人捕虜よりも身分証明書を携帯していなかったロシア人捕虜との結婚はより困難であった⁴⁶。それゆえ、ドイツ系ロシア人捕虜が結婚する際に、ロシア人としてではなく、ドイツ人として結婚するならば煩わしい手続き上の問題を回避することが出来たのだった。ドイツ系ロシア人捕虜が

ドイツ国籍を持ってないことで、ドイツ人の配偶者、将来、配偶者となる人に迷惑がかかるという訴えは捕虜たち以外からも出された。フェルディナント・フィンクは扶助協会の紹介で自分の農場で働いているドイツ系ロシア人捕虜ヨハン・ブフテヴィッチュ (Johann Buchtewitsch) の帰化を願い出た⁴⁷。フィンクはブフテヴィッチュが「礼儀正しく、信頼がおける勤勉な人物」であると述べ、自分と妻は病気がちであるため、一番上の娘と彼を結婚させて農場を継がせたいと考えた。この手紙の中で注目すべきはフィンクが「私にはもはや、期待をかけることができる息子がいない」と述べている点である。彼はこのままでは「私の美しい大農場はいとも容易く没落してしまう」と憂い、帰化が無理ならば、せめて結婚の許可を得ることはできないかどうか扶助協会に問い合わせている。第一次大戦中にドイツ人兵士1320万人中、200万人が死亡し、410万人が負傷した⁴⁸。兵士は健康な成人男性であることを意味する。ドイツ系ロシア人捕虜の果たした役割は労働代替のみに留まらなかった。手紙でドイツの農場、ドイツ農業の将来を強調したことはドイツ系ロシア人捕虜の帰化を認めさせる際に重要なアピールになった。

1917年9月に「すでに長期にわたって多数のドイツ血統をもつ捕虜のロシア人がプロイセン国籍を取得希望を知らせていた」ので、国際法上問題がなければ、1913年の国籍法第8条に従って帰化が進められることとなった⁴⁹。ここで、帰化した者はこの戦時中に徴兵されることはないと言われた。捕虜の帰化申請はまずは例外的な場合のみ許可し、それ以外の事例は講和条約締結後に、帰化が認められるかどうか審査されることとなった。帰化の対象となるドイツ系ロシア人は3つのカテゴリーに分けられた。

1. 当該人物の家族、もしくは親類がすでに全員もしくは大部分が国内にいる場合。
2. 身寄り、親類がなく、ロシアにおいて所有地や財産もないが、労働が可能な場合。
3. 特別な理由から帰化申請の却下が彼ら自身だけでなく、ドイツ国籍保持者（彼らの宿泊先の家族、結婚しようと望むドイツ人女性など）にとっても厳しい状況になる場合。

さらに一般的な法的条件の他に、以下の条件が挙げられた。

- a) ドイツ出自の証明 もしくは
 1. 現在か過去にドイツに居住していた家族との関係の確認。もしくは、
 2. 住民がドイツの習慣と気質を保っているロシアのドイツ系入植地の出身であること
 の確認。
- b) ドイツ人の特性を、とりわけ言語、教会、習慣の関係を保持していること。

- c) より長期に、少なくとも国内に1年、捕虜収容所を出て個人として滞在していること。
- d) 同封のロシアの立法による帰化の刑法上、財産権上の結果に関して書かれた注意を記録で承認すること。同じく緊急のトラブルに対するドイツ帝国の保護、とりわけ戦後、ドイツ帝国の仲介によってかつてのロシアでの財産の再入手が保証されないことを承認すること。
- また、出生証明書の提出が困難であっても、申請者の人格が扶助協会の代理人によって確認されれば問題はないとされた。ドイツ系ロシア人捕虜のドイツへの帰化申請とその準備は扶助協会に委任されることとなり、行政当局に出された直接の詳細な帰化申請は扶助協会に転送された。プロイセンでは、扶助協会がふさわしいと思われる帰化申請をプロイセン内務大臣に提出し、大臣の指示で申請書が県知事に送付された。個々のケースにおいて最終的に帰化の許可を与えるかどうかの権限はプロイセン内務大臣が持った。通常の帰化と同様、他の邦国との申し合わせが行われ、帰化の証書は所轄の軍管区副司令官によって交付されることとなった。この例外的な帰化の許可はバイエルン、ザクセンにおいても承認された⁵⁰。

血統の証明に代わるものとして気質、言語、教会、習慣、出身地が挙げられている点で扶助協会に寄せられた要望書が反映されていることがみてとれる。ドイツ系ロシア人の移住に携わってきた扶助協会は、血統を証明すること、先祖をたどる方法が困難であることを良く知っていた。例外的な帰化の許可としてのドイツ人女性との結婚の条項からは、いかにドイツ当局が戦時下、不満を募らせた国内のドイツ人の要望に配慮しようと努めていたかがみてとれる。

ドイツ系ロシア人捕虜を規定し、ドイツに帰化させるためには、だれをドイツ系として認めるかが問題になった。同時にそれは、だれをドイツ系として認めないか、排除するかという問題につながった。

1915年12月の戦争捕虜、文民捕虜が帰化すること、もしくはドイツ滞在中に関するプロイセン陸軍省の通達では、帰化の前提となるのは「完全に精神的、身体的に健康であること、道徳的に信頼できること、純粋にアーリア人の血統であること」と記されていた⁵¹。さらにプロイセン陸軍省は各軍管区に、ドイツ系であることはドイツの名前、血統、言語、宗教で証明され、ユダヤ人、ギリシア正教徒、ラトヴィア人、エストニア人は除外されると通達した⁵²。1917年に入ってからこの「純粋にアーリア人の血統」という文言に関してドイツ・ユダヤ人連盟が抗議した。これに対し、プロイセン陸軍省は以下のように回答した⁵³。そこでは、このような文言での限定は、敵の様々な民族混淆に対して、注意深く境界線を引く必要に迫られて表現されたものと断られていた。また、ドイツ系ユダヤ

人、ユダヤ人入植者は問題となっているロシアのドイツ系入植地内にはいないこと、平和な時代にもユダヤ人の帰国移住希望者はいなかったことを挙げ、ユダヤ人の帰国移住者は問題としないとした。しかしながらこの弁明に根拠はなかった⁵⁴。

ドイツ系からの除外の対象として、まず、ユダヤ人があげられた。戦争勃発後、兵士として国防共同体に組み込まれることでユダヤ人の帰化は許可されたが、これに対して異議が唱えられるようになった。プロイセン内務大臣は法的条件を満たし、兵士として使える存在であるという2つの観点だけで帰化を認めると言うのは「国家の利益 (Staatsinteresse)」に合わないと言った。申請者を注意深く、監視する期間が必要だということであった⁵⁵。

扶助協会の「ドイツ系」の規定、その活動においてユダヤ人に関することはほとんど見られなかった。それは理事長であったボルヒャルトが「キリスト教に改宗したユダヤ人」であると噂されていたことにも原因があったかもしれない⁵⁶。そうはいってもドイツ系ロシア人捕虜を探し出す過程で、扶助協会においてロシア人捕虜の中で多くの「ドイツ語を話すユダヤ人、エストニア人、ラトヴィア人」の存在が指摘されていた⁵⁷。バイエルンのレヒフェルト収容所の報告ではドイツ語を話す捕虜の中からドイツ系ロシア人を見つけ出す難しさについて語られている。南ロシアのドイツ系入植者はドイツ語を良く話し、書くことができ、逆にロシア語の書き言葉に対しては知識が豊富ではないため、ドイツ系であるという申し立ては明白であるとされた。これに対してドイツ系ロシア人の確定がより難しいのはバルト諸国出身の流暢にドイツ語を話す捕虜とポーランド・リトアニア周辺出身者で、考え方としては強くロシア化されたドイツ語を話す捕虜であるとされた。純粋にラトヴィア・エストニア出自の者、同様にポーランド人とユダヤ人はいわゆるドイツ系ロシア人としては認められないとされた⁵⁸。さらにドイツでの長期滞在、帰化を望む戦争捕虜、民間捕虜に関してプロイセン陸軍省は「ドイツ系 (別の方法で確認された) で有色人種の捕虜」は除外されることを通達した⁵⁹。

ドイツ系ロシア人捕虜の識別にまず用いられたのはドイツ語という言語であった。しかしながら、「ドイツ語を話す非ドイツ人⁶⁰」の存在で、出自やロシア的信条といった言葉が判断材料になり、より曖昧な基準ではあるものの、境界線が浮かび上がってきたのであった。

4. おわりに — 無関心からの転換

戦争が始まると、民族的に、宗教的に排除してきた外国人が兵士となることを条件にドイツ当局は彼らや彼らの家族に帰化を許可した。帰化条項の緩和はユダヤ人ばかりで

なく、社会民主主義者にも当てはまった⁶¹。しかしながら依然として、ユダヤ人の帰化は困難であった。兵士として適格であると認められたとしても、実際に入隊するまでは、帰化申請は祖国愛からではなく、仕事のため、収入のためであるとして認められないほど厳密であった⁶²。そもそもユダヤ人の帰化を却下するのは「外国ユダヤ人が増えることは国家の求めるところ（Staatsbedürfnis）ではない」という原則があったからであった⁶³。それでは、ドイツに生まれ育ったとしても、ユダヤ教徒であることを理由に帰化申請を却下する一方、「敵国」の兵士を、その民族性を理由に帰化させる試みは、ただちに現場に理解され、受け入れられたのであろうか。

1916年4月にトルコ東部の都市スイヴァス（Sivas）からドイツ外務省職員がドイツ系ロシア人捕虜に関する問い合わせをベートマン・ホルヴェークに送った⁶⁴。そこでは48人のドイツ系ロシア人捕虜が選び出され、コンスタンティノーブルに送られることになっていた。それとは別に58人のドイツ系ロシア人捕虜があり、その内15人はキリスト教徒のポーランド人とユダヤ人であるとされた。ここでスイヴァスにいるドイツ外務省職員が上層部に判断を仰いでいることには、プロイセン陸軍省の通達によれば、すべてのキリスト教徒のドイツ系ロシア人捕虜を出来るだけ早く、軍による輸送で送ること、綿密な選択は必要ではないとあるのだが、この捕虜の「ポーランド人も一緒に送るべきなのか」ということであった。プロイセン陸軍省はこの問題について以下のように考えていた⁶⁵。トルコからの捕虜の輸送はフランクフルト・オーダーの捕虜収容所を経由して実現されることになった。この収容所において捕虜はこれに関して特別に対応している扶助協会の職員によって正確なチェックリストで査定される。捕虜のドイツ性に関して疑いがある場合、捕虜収容所の扶助協会の代理人が直接、ドイツ系としての資格を取り消すか、扶助協会に決定を委ねるかを決める。取り消しとなった場合、当該の捕虜は、収容所司令官による任意での使用が認められるとし、「ドイツ系ロシア人捕虜の選別には何ら遠慮することはない」と述べた。さらにトルコで捕虜となったドイツ系ロシア人が輸送される一方で、ドイツで捕虜となったイスラム教徒がトルコに送られることとなっていた。プロイセン農林省はプロイセン内務省に送られた書類のなかで、これまで問題となったのはトルコの捕虜となったドイツ系ロシア人の引き取りだけであったが、軍がイスラム教徒のフランス人捕虜、イスラム教徒のイギリス人捕虜に対する交換条件としてトルコで捕虜となった非イスラム教徒のロシア人すべてを引き取ると言うのであれば、労働者確保の観点から喜ばしいと述べた⁶⁶。ここでも、「すべての外国民族出身者（Fremdstämmige）は、たとえドイツ語を話したとしても、他のロシア人捕虜のように扱われる」との確認がな

された。

戦時中に、トルコで捕虜となったドイツ系ロシア人をドイツに引き取り、その代わりにトルコと関係が必ずしもあるとは限らない、イスラム教徒のフランス人、イギリス人捕虜をトルコへ送るといった措置がとられる背景には「宗教」、「民族」への強いこだわりが窺われる。現場はそのこだわりを必ずしも正確に理解していたわけではなかった。捕虜の選別に関して、各省庁内での意見は必ずしも一致してはいなかった。

そもそも、扶助協会、プロイセン内務省、陸軍省によって認められてドイツ系ロシア人捕虜が優遇されていたわけだが、最初から彼らが優遇措置を受けていたわけではなかった。彼らは扶助協会に見つけ出されるまではロシア人捕虜として扱われていた。捕虜収容所では当該の監督将校がドイツ系ロシア人に対する啓蒙活動に対して、正しい理解を示していないことが報告されている。それは「一部には理解の不足、一部には無関心」からであった⁶⁷。扶助協会はすでに2000件を超える帰化申請を行ったにもかかわらず、速やかに処理されないことに不満を覚えていた。ドイツ人女性との結婚といった特別理由による帰化の規定に関しても当該の軍管区において寛大に解釈されず、ドイツ人女性とドイツ人家族の不幸となっているとし、多くの戦争による欠落を埋めることが出来なくなってしまうと述べている⁶⁸。ここから窺われるのは、いかにドイツ系ロシア人は同胞であり、ドイツ人であると扶助協会のパンフレットや省庁の通達で語られようとも、実際の捕虜収容所や帰化の審査に関わる当局にこの考え方が浸透してはいなかったという事実である。

この「理解不足」、「無関心」を関心事、政策に変えていったものは、扶助協会の活動、並びにドイツ系ロシア人の要望書であった。そこでは労働力としては留まらない、戦時に失われたドイツ人男性の代替としてドイツ系ロシア人捕虜の役割が主張され、それは農業の将来、ひいてはドイツの将来を連想させることで、要望は国家に受け入れられ、新たな規定として組み込まれていった。ドイツ人としての血統という枠組み自体が曖昧であることは、ドイツ系を認定する扶助協会がよく認識しており、その代わりに気質、習慣、言語、宗教、出身地が挙げられた。平時において帰化は、申請者が書類を集め、当局により調査と手続きが行われ処理されたわけだが、戦時においては正式な書類を伴わない特別な帰化が認められることとなった。この特別な措置を実施するにあたり、「ドイツ系」の中から、たとえば彼らがドイツ語を話しても、「純粋」なラトビア人、エストニア人、ポーランド人、ユダヤ人、「有色人種」、さらに考え方がロシア化された者が、「血統」、「人種」、「信条」の名を借りた、より恣意的な判断基準に基づいて排除されることになったのであった。つまり、ドイツ系ロシア

人を「民族共同体」に組み込む試みは、ユダヤ人をはじめとする少数派の排除を必要としていたのであった。戦争によってドイツは確かに「同じ国籍に依拠しない民族共同体という特殊な同質性からなる国防共同体」に転じたわけだが、その同質性自体が曖昧な基準に基づいていたため、排除する対象をもつことによってはじめて生じた「民族共同体」であった。

ドイツ系ロシア人の保護はドイツにとって戦争の良い口実となったわけだが、ブレスト・リトフスク条約が締結されると、需要をはるかに超える規模での「帰国移住の殺到」が予測され、彼らを占領地域内に移住させることが省庁内で討議された⁶⁹。しかしながら敗戦によってこの計画は頓挫し、今度はドイツ系ロシア人の保護がドイツの義務となり、彼らのドイツへの移住を拒否することが困難となった。ヴェルサイユ条約の領土割譲でもって外国人となったドイツ人の存在と相まって、国外の「ドイツ系」は無視できない存在となり、新生のヴァイマル共和国を揺さぶる一因となっていくのであった。

¹ Prot. RT, 13. LP(1912-1914), 14. Sitzung(27.2.1912), S. 273(von Liebert, Reichspartei).

² 18世紀以降、ロシアへと入植したドイツ系住民に関して、現在の研究においてはロシア・ドイツ人 (Russlanddeutsche) と表記されることが多いが、第一次大戦まではドイツ・ロシア人 (Deutsch-Russe) と表記されていた。ドイツという国家が成立する以前に移住したことを考慮して本稿ではこれをドイツ系ロシア人と訳した。

³ 1916年10月にはプロイセン陸軍省によって「ユダヤ人センサス」が発令された。これは、「ユダヤ人が様々な口実を設けて兵役や前線勤務を忌避しているという苦情」に対して、真実を確かめるために、軍各部署でユダヤ人の勤務状況を調査するというものであった。戦況の膠着化、ドイツ国内での食料や物資不足の中で彼らにスケープゴートを求めるという反セム主義的な主張が全ドイツ連盟をはじめとする急進的ナショナリスト団体から繰り返された。長田浩彰『われらユダヤ系ドイツ人 —マイノリティから見たドイツ現代史1893-1951—』広島大学出版会 2011年、155頁。

⁴ Dieter Gosewinkel, *Einbürgern und Ausschließen. Die Nationalisierung der Staatsangehörigkeit vom Deutschen Bund bis zur Bundesrepublik Deutschland*, Göttingen 2001, S.319.

⁵ Andreas Fahrmeir, *Citizenship. The rise and fall of a modern concept*, New Haven / London 2007, S.121.

⁶ Sven Oliver Müller, *Recht und Rasse. Die Ethnisierung von Staatsangehörigkeit und Nationsvorstellungen in Großbritannien im Ersten Weltkrieg*, *Geschichte und Gesellschaft*, 30. Jg, H.3, 2004, S.379-403.

⁷ Jochen Oltmer, *Migration und Politik in der Weimarer Republik*, Göttingen 2005, S.155.

⁸ Uta Hinz, *Gefangen im Großen Krieg. Kriegsgefangenschaft in Deutschland 1914-1921*, Essen 2006, S.12-22.

⁹ Katja Mitze, *Das Kriegsgefangenenlager Ingolstadt während des Ersten Weltkriegs*, Berlin, Dissertation.de, 2000, S.7.

¹⁰ Oltmer (Hrsg.), *Kriegsgefangene im Europa des Ersten Weltkriegs*,

Paderborn 2006. Katja, a.a.O. Hinz, a.a.O. オーストリア・ハンガリーについては以下を参照。大津留厚『捕虜が働くとき 第一次世界大戦・総力戦の狭間で』人文書院 2013年

¹¹ Oxana Nagornaja, *Des Kaisers Fünfte Kolonne? Kriegsgefangene aus dem Zarenreich im Kalkül deutscher Kolonisationskonzepte (1914 bis 1922)*, *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte*, vol. 58, No. 2, 2010, S.181-206. ウクライナ系の捕虜が収容されたラシュタットでは体操協会がつくられ、それは後に独自の制服を持った武装集団へと姿を変えていった。

¹² RT-Prot, 13LP(1914/1918, 2), 39. Sitzung (5.4.1916). S.852-853.

¹³ “Der Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer” の“Rückwanderer”は国外におけるドイツ系住民、“Auslanddeutsche”とはほぼ同義で使われている。彼らの先祖がドイツから国外へと移り住んだのであって、本来的な意味においては帰国移住者ではない。しかし、“Rücksiedlung”など“rück”「帰る」という意味合いが強調されているため、ここではあえて「帰国移住者」と訳した。財政面でプロイセン内務省の援助を受けており、主な会員は農場主や農業関係の団体であり、農業会議所、郡、オストマルク協会、ハンブルク・アメリカ汽船などが名を連ねた。ロシアからの帰国移住者を農業労働者、林業労働者、入植者に分類し、1914年までに23,000人以上を斡旋した。Hans Siegfried Weber, *Rücksiedlung Auslandsdeutscher nach dem Deutschen Reich*, Jena 1915, S.52-53. 拙著「『国民』を規定する—ヴィルヘルム期『ドイツ系帰国移住者のための扶助協会』の活動—」、『現代史研究』、第54号、2008年、1-17頁

¹⁴ Oltmer, *Kriegsgefangene in Deutschland 1914-1918*, in : Jochen Oltmer (Hrsg.), *Kriegsgefangene*, S.67-96. Oltmer, *Erzwungene Migration : „Fremdarbeit“ in zwei Weltkriegen*, Krumeich(Hrsg.), *Nationalsozialismus und Erster Weltkrieg*, Essen 2010, S.347-362. ロシア人に次いで、53万5千人のフランス人、18万6千人のイギリス人、14万8千人のルーマニア人、13万3千人のイタリア人が収容された。

¹⁵ 平時においては徴兵といった軍の行政任務を行う単位である軍管区だが、開戦とともにその長である軍管区副司令官は皇帝に直属して、その領域で支配力を行使することになった。帝国内には25の軍団それぞれの軍管区副司令部が置かれ、各々の軍団の兵員、軍馬の確保、軍需物資の供給、駐留部隊、補充部隊の指揮がとられた。さらにスパイに対する防衛、検閲などによる公共生活の監視が行われた。1916年以降は労働人員の配置、原材料や補充品の確保、食糧経済といった戦時経済政策と結びついて影響力を行使した。Hinz, a.a.O., S.73. Krumeich (Hrsg.), *Nationalsozialismus und Erster Weltkrieg*, Essen 2010, S.525-526.

¹⁶ Nagornaja, a.a.O., S.184.

¹⁷ Ebenda, S.186, 194.

¹⁸ Preußisches Kriegsministerium an sämtliche Königlich Preußischen stellvertr. Generalkommandos (XXI. für XVI), 8.3.1917, Geheimes Staatsarchiv, Preußischer Kulturbesitz I, Berlin-Dahlem, Hauptabteilung (GStA PK I. HA), Rep.1501, Tit.226b, Nr.63a, Bd.2.

¹⁹ Ingeborg Fleischhauer, *Das Dritte Reich und die Deutschen in der Sowjetunion*, Stuttgart 1983, S.25.

²⁰ アルカージー・ゲルマン、イーゴリ・プレーヴェ著、鈴木健夫、半谷史郎訳『ヴォルガ・ドイツ人 知られざるロシアの歴史』彩流社 2008年、99頁。伝統的に将校にドイツ系の者が多く、多くは都市部出身、バルト諸県出身で、これは第一次大戦中も変わることはなかった。Klaus J.Bade (Hrsg.), *Deutsche im Ausland, Fremde in Deutschland: Migration in Geschichte und Gegenwart*, München 1992, S.123.

²¹ Alfred Eisfeld, *Die Russlanddeutschen*, München 1999, 2.Auflage (1992), S.72, 73.

- ²² Eisfeld, a.a.O., S.73. Heinz Ingenhorst, *Die Rußlanddeutschen. Aussiedler zwischen Tradition und Moderne.*, Frankfurt 1997, S.33. 1917年2月にはこの法令がロシア全土に適応が拡大された。しかしながら革命による混乱で、実際に土地所有権と利用権の剥奪が行われたのは西部国境沿いに限られた。強制移住の対象となったのはドイツ系住民ばかりではなかった。1915年の夏より、カウナスとクールラントのユダヤ人も移住を命じられ、20万人のバルト・ユダヤ人がその対象となり、これはジプシーにも適用された。Peter Gatrell, *A whole empire walking. Refugees in Russia during World War I*, Bloomington 1999, S.22-26.
- ²³ Gefangenenlager Lechfeld, Sonderbehandlung der Deutschrussen, 20.3.1918, Bayerisches Hauptstaatsarchiv München, Abt. IV Kriegsabteilung, M Kr 1669.
- ²⁴ Königl. Württ. Kriegsministerium an den Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer, Januar 1916, Hauptstaatsarchiv Stuttgart, M1/6 Bü 1423. Preußisches Kriegsministerium an den Kgl. Bayerischen Militärbevollmächtigten General der Infanterie Herr von Köppeö, 15.11.1917, Bayerisches Hauptstaatsarchiv München, Abt. IV Kriegsabteilung, M Kr 1689.
- ²⁵ Oltmer, *Erzwungene Migration*, S.354.
- ²⁶ Preußisches Ministerium für Landwirtschaft, Domänen und Forsten an Preußischen Minister des Innern, 4.3.1915, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit 226b, Nr 63a, Bd.1
- ²⁷ Preußisches Kriegsministerium an sämtliche Königlichen stellvertretend. Generalkommandos, 21.12.1915, Hauptstaatsarchiv Stuttgart, M 1/6 Bü 1423.
- ²⁸ Oltmer, *Kriegsgefangene in Deutschland*, S.85-86.
- ²⁹ Gefangenenlager Lechfeld, Sonderbehandlung der Deutschrussen, 20.3.1918, Bayerisches Hauptstaatsarchiv München, Abt. IV Kriegsabteilung, M Kr 1669.
- ³⁰ Preußisches Kriegsministerium an den Reichskanzler, 15.1.1917, Bundesarchiv, Abteilung Berlin-Lichterfelde(BA), R1501/108055, fol.1, No.5.
- ³¹ Gefangenenlager Lechfeld, Sonderbehandlung der Deutschrussen, 20.3.1918, Bayerisches Hauptstaatsarchiv München, Abt. IV Kriegsabteilung, M Kr 1669.
- ³² ドイツ系ロシア人捕虜はロシアの軍服を着用していた。捕虜であることを知られた者は、希望すれば他の場所で仕事をするのが可能であった。Inspektion der Kriegsgefangenenlager XII u. XIX. A.K., an Kriegsgefangenenlager Truppenübungsplatz Königsbrück, Bautzen, Chemnitz, Zwickau, 17.8.1918, Sächsisches Hauptstaatsarchiv, 11248, Nr.7072.
- ³³ Stellv. Generalkommando XIII AK an sämtliche Gefangenenlager, 30.6.1916, Hauptstaatsarchiv Stuttgart, M77/1 Bü 819. Gefangenenlager Lechfeld, Sonderbehandlung der Deutschrussen, 20.3.1918, Bayerisches Hauptstaatsarchiv München, Abt. IV Kriegsabteilung, M Kr 1669. 実際レヒフェルトの収容所では6人のドイツ系ロシア人捕虜が「ふさわしくない輩 (ungeeignete Elemente)」として資格を取り消された。
- ³⁴ Hinz, *Gefangen*, S.115-123.
- ³⁵ Kommandantur des Gefangenenlagers Ulm, Bericht über den Besuch des Propagandakurses für deutschrussische Kriegsgefangene, 13.1.1917. Leutnant der Landwehr. Ökonomierat Heinrichsen berichtet über den Unterricht beim 1. Lehrkursus in Berger Damm, 11.- 22.12.1915, BA, R1501/108055 fol.1 No.5. ベルガーダムの場合、参加者はウルムに集められてベルガーダムへ送られ、1度に100人が2週間のコースを受講した。その間、参加者の代用となる人数分の捕虜がベルガーダムからウルムへと送られた。
- ³⁶ Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer an das Reichsamt des Innern, 28.2.1917, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.
- ³⁷ Dr. Ruoss, vom I. Kursus in Insterburg (20.1.-4.2.1917) wird berichtet, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.
- ³⁸ Bericht des Lic.A.Fast vom III. Lehrkursus in Holthausen, 21.1-4.2.1917, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.
- ³⁹ Ebenda.
- ⁴⁰ Eli Nathans, *The Politics of Citizenship in Germany. Ethnicity, Utility and Nationalism*, Oxford/New York 2004, S.142-149. Oliver Trevisiol, *Die Einbürgerungspraxis im Deutschen Reich 1871-1945*, Göttingen 2006, S.89.1914年には5,695人、1915年には8,437人、1916年には8,403人、1917年には4,824人、1918年には3,366人がプロイセンで帰化を許可された。
- ⁴¹ Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer an das Reichsamt des Innern, 22.2.1917, BA, R1501/108055 fol.1 No.5. 戦争中に3000人から4000人が帰化申請すると扶助協会は推測していた
- ⁴² Landrat Kreises Regenwalde an den Fürsorgeverein, 24.3.1914 ; Fürsorgeverein an Preußischen Minister des Innern, 3.4.1914, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.64, Bd.1.
- ⁴³ Kriegsgefangener Deutschrusse Jakob Fritz aus Chersson in Kumilsko auf Arbeit, Kreis Johannsburg an den Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer, 25.12.1916, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.
- ⁴⁴ G. Heier z.Zt. in Falkenried Kreis Samter an den Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer, 20.8.1916, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.
- ⁴⁵ Gustav Scheffler, Parchim an den Vorstand des Fürsorgevereins, 27.9.1916, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.
- ⁴⁶ Mitze, a.a.O., S.364-371.
- ⁴⁷ Ferdinand Fink, Raschwege, Raschkow, Posen an den Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer, 27.1.1917, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.
- ⁴⁸ Wolfgang Kruse, *Der Erste Weltkrieg*, WBG, Darmstadt, 2009, S.57.
- ⁴⁹ Der Preußische Minister des Innern an die Regierungspräsidenten und den Polizeipräsidenten, 21.9.1917, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.
- ⁵⁰ Königl. Bayerisches Staatsministerium des Innern an die Königl. Bayerischen Regierungen, Kammer des Innern, 30.11.1917. Königl. Sächs. Ministerium der Auswärtigen Angelegenheiten an Reichsamt des Innern, 7.12.1917, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.
- ⁵¹ Preußisches Kriegsministerium an Königl. stellv. Generalkommandos, 6.12.1915, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.63a, Bd.2.
- ⁵² Preußisches Kriegsministerium an sämtliche Königlichen stellvertretend. Generalkommandos, 21.12.1915, Hauptstaatsarchiv Stuttgart, M1/6 Bü 1423.
- ⁵³ Preußisches Kriegsministerium an den Verband deutscher Juden, 26.10.1917, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.63a, Bd.2. ドイツ・ユダヤ人連盟はすでに1910年にユダヤ教徒の外国人に対してほとんど例外なく国籍取得を認めないことに対して抗議の声をあげていた。Dieter Gosewinkel, a.a.O., S.318-319.
- ⁵⁴ 1897年にはロシアでドイツ語を話す人口は180万人で、その内76%はプロテスタント、13.5%がカトリック、4%がメノナイトとバプテストで、ユダヤ教徒とその他が1.3%であった。ロシアにおけるドイツ系入植者の生活をドイツ人に知らせるために1916年に創刊された雑誌『東欧の未来』において、オデッサ出身のユダヤ人、ポリーニエン出身のユダヤ人が紹介されたことから、ドイツ系入植者のなかにユダヤ人がいないと断定することは困難であろう。Osteuropäische Zukunft, 2. Januarheft 1917, 2. Jahrgang Nr.2. Ingenhorst, a.a.O., S.28.
- ⁵⁵ Preußischer Minister des Innern an Regierungspräsidenten in Düsseldorf, 28.2.1917, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 R, Bd.2.
- ⁵⁶ Kaiserlich Deutsches Botschaft in Wien an den Reichskanzler Dr.

Michaelis, 23.7.1917, BA, R1501/118385.

⁵⁷ Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer, Bericht über den Besuch der Gefangenenlager bei Quedlinburg, Gardelegen, Salzwedel, Parchim und Güstrow, 4.2.1915, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.63a, Bd.1.

⁵⁸ Gefangenenlager Lechfeld, Sonderbehandlung der Deutschrussen, 20.3.1918, Bayerisches Hauptstaatsarchiv München, Abt. IV Kriegsabteilung, M Kr 1669.

⁵⁹ Kriegsministerium Unterkunfts-Department an Königlich Preussischen stellvertretenden Generalkommandos (XXI für XVI. A.K.), 5.4.1917, BA, R1501/108055 fol.1 No.5.

⁶⁰ *Osteuropäische Zukunft*, 2. Januarheft 1918, S.19. ここではリトアニアにおける「ドイツ語を話す非ドイツ人」という言葉について、ロシア官僚がプロテスタントのリトアニア人をドイツ人と表記したものと説明されている。

⁶¹ Nathans, a.a.O., S.185.

⁶² Polizeipräsident in Berlin an Preußischen Minister des Innern, 11.2.1915, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 F, Bd.1.

⁶³ Oberpräsident der Provinz Ostpreußen an Preußischen Minister des Innern, 18.2.1913, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.1 R, Bd.2.

⁶⁴ Auswärtiges Amt an den Reichskanzler von Bethmann Hollweg, 2.4.1916, GStA PK I. HA, Rep.87, B Nr.9560.

⁶⁵ Preußisches Kriegsministerium an Preußisches Minister für Landwirtschaft, Domänen und Forsten, 27.5.1916, GStA PK I. HA, Rep.87, B Nr.9560.

⁶⁶ Preußisches Ministerium für Landwirtschaft, Domänen und Forsten an Preußischen Minister des Innern, 8.6.1916, GStA PK I. HA, Rep.87, B Nr.9560.

⁶⁷ Gefangenenlager Lechfeld, Sonderbehandlung der Deutschrussen, 20.3.1918, Bayerisches Hauptstaatsarchiv München, Abt. IV Kriegsabteilung, M Kr 1669.

⁶⁸ Fürsorgeverein für deutsche Rückwanderer an den Geheimen Oberregierungsrat Lenz, Ministerium des Innern, 10.5.1918, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.63a, Bd.2.

⁶⁹ Reichskanzler(Reichsamt des Innern) an den Staatssekretär des Auswärtigen Amtes, 20.4.1918, GStA PK I. HA, Rep.77, Tit.226 B, Nr.63a, Bd.2.

Resume

Einbürgerung der deutschrussischen Kriegsgefangenen

– Der Erste Weltkrieg und die Bedeutung der deutschen Abstammung –

Naomi Ito

Der Erste Weltkrieg wird als der erste totale Krieg angesehen. Der Krieg führte zu einer beispiellosen Massenmobilisierung. Im Inland war es wichtig geworden, welche Staatsangehörigkeit man hatte. Die Menschen wurden nach „Nation“ oder „Volk“ kategorisiert, was zu gewaltsamer Umsiedlung oder Vertreibung führte.

Die Hochschätzung der deutschen Abstammung wurde schon vor dem Ersten Weltkrieg von den radikalen Nationalisten propagiert. Das spiegelte sich in der Reform des Reichs- und Staatsangehörigkeitsgesetzes von 1913 wider. Einerseits wurde die Zehn-Jahres-Frist im letzten Gesetz, nach deren Ablauf ein im Ausland lebender Deutscher seine Staatsangehörigkeit verlor, aufgehoben. Andererseits wurde das Territorialprinzip nicht eingeführt. Daher war das Gesetz ausschließlich nach dem Abstammungsprinzip ausgerichtet. Trotzdem war die Erhaltung der staatsbürgerlichen Rechte an die Wehrpflicht geknüpft. Der Grundsatz „keine Volksgemeinschaft ohne Wehrgemeinschaft“ wurde durchgesetzt. Dieser Leitgedanke wurde in der zweiten Kriegshälfte geändert. Die Eingliederung der deutschen Rückwanderer aus Russland und der deutschrussischen Kriegsgefangenen sowie der Druck antisemitischer Strömungen, wie „Judenzählung“, sollte die Wehrgemeinschaft aus der spezifischen Homogenität einer Volksgemeinschaft führen, die nicht in der gemeinsamen Staatsangehörigkeit aufging.

Auf das „Volk“ Wert zu legen war nicht nur auf Deutschland beschränkt. In Frankreich und England wurde die Staatsangehörigkeit der „untreuen“ Bürger zurückgenommen. Auch wenn sie russischen Untertanen waren, verloren deutsche Kolonisten in Russland ihren Grundbesitz. In Deutschland wurde die Rückwanderung der Deutsch-Russen schon vor dem Ersten Weltkrieg gefördert. Während des Krieges wurde noch dazu die erleichterte Einbürgerung der deutschrussischen Kriegsgefangenen anordnet. Die gegnerischen Soldaten waren plötzlich zu „unserer“ Nation geworden, obwohl sie bis dahin nie in Deutschland gelebt hatten.

So stellt sich die Frage, ob diese deutschrussischen Kriegsgefangenen tatsächlich als „Deutsche“ anerkannt wurden.

In den letzten Jahren entwickelte sich ein starkes Interesse für die Kriegsgefangenschaft im Ersten Weltkrieg. Vor allem zeigte die Forschung über die privilegierte Behandlung für einzelne Volksgruppen, dass in Deutschland die russischen Kriegsgefangenen noch in die Gruppen Russen, Ukrainer, Tataren, Juden, Polen, Deutschrussen, Balten und Georgier unterteilt wurden. Einige von diesen Gruppen wurden nach dem Konzept der späteren Kolonisation in Osteuropa privilegiert. Deutschrussen gehörten dabei der wichtigsten Gruppe an. Zu Beginn war jedoch noch nicht klar, wer als deutschrussischer Kriegsgefangener anerkannt werden sollte. Die privilegierte Behandlung der Deutschrussen wurde in den bisherigen Forschungen jedoch als selbstverständlich betrachtet.

Hier nutze ich die Quellen aus den Kriegsministerien von Preußen, Bayern, Sachsen und Württemberg und den Stellvertretenden Generalkommandos. Für die landwirtschaftliche Beschäftigung der Kriegsgefangenen sind die Quellen des preußischen Innenministeriums von großer Bedeutung. Besonders betrachte ich die Aktivität des Fürsorgevereins für deutsche Rückwanderer, der vom preußischen Kriegsministerium ermächtigt wurde, deutschrussische Kriegsgefangene aufzufinden. In diesem Artikel wurde zudem ein Teil der „Volksgemeinschaft“ im Verhältnis zwischen den deutschrussischen Kriegsgefangenen und den Deutschen im Land analysiert.

Vor dem Besuch des Fürsorgevereins beim Kriegsgefangenenlager hatte man kein Interesse an den deutschrussischen Kriegsgefangenen, die nach der Eintragung als Deutschrussen Sonderrechte hatten. Für deutschrussische Kriegsgefangene wurde ein Propagandakurs angeboten, der die Einbürgerung beförderte. Wegen der russischen Gesetze und des Mangels der Akten, war ihre Einbürgerung eigentlich unmöglich. Aber die Situation wurde aufgrund der Gesuche der deutschrussischen

Kriegsgefangenen und auch der Deutschen verändert. Bei der Einbürgerung der deutschrussischen Kriegsgefangenen kam es auch in Frage, wer deutschrussische Kriegsgefangene war. Gleichzeitig wurde es gefragt, wer Nicht-Deutsche waren. Bei der Suche nach den deutschrussischen Kriegsgefangenen hatte man erkannt, dass die Abstammung als Maßstab nicht sehr effektiv war. Stattdessen waren Sprache, Religion, Geburtsort und Sitten von Bedeutung. Für diese Sondermaßnahmen waren während des Krieges offizielle Verfahren unnötig. Die Deutschsprechenden Juden, Polen, „reine“ Esten und Letten wurden von dem deutschrussischen Kriegsgefangenen ausgeschlossen. Weiterhin wurden die deutschstämmigen, aber farbigen Gefangenen und in der Gesinnung stark russifizierten Gefangenen nicht als Deutsche anerkannt. Die Eingliederung der deutschrussischen Kriegsgefangenen zur deutschen Volksgemeinschaft brauchte von Anfang an ein willkürliches Ausschließen „nationaler“ Gruppen.